平成２５年（フ）第３１２８号
千葉県船橋市海神町２丁目252番地
破産者　有限会社アクアノーツ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２９号
千葉県船橋市海神町２丁目252番地
破産者　西垣　哲二
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２２号
北海道日高郡新ひだか町三石歌笛379番地
破産者　有限会社レースホース
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４５号
千葉県館山市北条490番地５
破産者　有限会社カネシゲ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４６号
東京都江戸川区西小岩１丁目６―25
破産者　湯浅　繁之
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９１号
東京都渋谷区道玄坂２丁目15番１号　ノア道玄坂1113号室
破産者　株式会社Ｌ・Ｏ・Ｄ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９２号
東京都中野区野方２丁目62―13―204、開始決定時の住所東京都目黒区東が丘２丁目12―21―106　ＺＥＳＴＹ駒沢大学Ⅱ
破産者　佐藤　　歩
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１２号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷東７丁目１番21号
破産者　有限会社ファクトリー・ノイズ＆ＡＧ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１３号
東京都新宿区西新宿３丁目13―11―413
破産者　廣木　秀秋
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３１号
東京都板橋区常盤台４丁目６番６号
破産者　有限会社上田商会
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３２号
東京都板橋区徳丸４丁目11―15　大和荘６号
破産者　上田　輝政
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３４号
東京都大田区大森北３丁目36―２―203　第二磐井ハイツ
破産者　石井　英樹
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３５号
東京都大田区大森北３丁目36番２―203　第二磐井ハイツ
破産者　石井　美樹（旧姓原口）
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２９号
東京都中央区築地２丁目10番９号
破産者　有限会社フォアサイト
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３０号
宮城県仙台市泉区泉ケ丘５丁目17―21
破産者　稲川　正人
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３１号
東京都台東区花川戸２丁目12番６号
破産者　有限会社クロサワ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４４４号
東京都新宿区高田馬場１丁目６番15号
破産者　株式会社ハーツシティ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４４５号
東京都豊島区北大塚２丁目33―23―205
破産者　本田　誠二
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４４７号
千葉県市川市市川南３丁目14番11―716号
破産者　株式会社ライズファブリック
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４４８号
千葉県市川市新田３丁目19―１―207
破産者　野中　靖之
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７９号
東京都千代田区内神田３丁目２番12号クリハラビル
破産者　株式会社ヤマダメディカルインフォメーション
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部